

● 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和7年法律第86号）

【公布:R7.12.12／施行:R8.5.29】

背景・必要性

- 豪雨等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、**洪水や高潮の危険性について、住民や水防関係者へのより明確で、きめ細かな周知**が求められている
- **洪水・高潮の観測・予測等に関する技術の進展**（※1）を踏まえ、洪水及び高潮の予報・警報の高度化や水災による危険を住民や水防関係者に迅速に周知する体制の強化により、**水災による被害の軽減を図る**必要がある
（※1） 監視カメラ等の観測網の整備拡大、洪水の予測手法の高度化、波の打上げ高の予測モデルの構築等
- 加えて、情報通信技術の進展等により、日本国内に向けて不適切な気象等の予報業務を行う外国法人等が現れていることから、**外国法人等による予報業務に関する規制を強化する**必要がある

令和6年7月の大雨による氾濫事例
（石沢川（秋田県））平成30年の高潮による大阪湾の浸水事例
（兵庫県神戸市）

改正の概要

1. 洪水に係る情報提供体制の強化【気象業務法・水防法】

- 気象庁は、「洪水による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合」に、洪水の危険性を住民へ迅速かつ確実に伝えるため、**洪水の特別警報を新たに実施**
- 国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（指定河川の水位の変動・施設の損壊状況等）を提供
- 洪水による氾濫が迫っていることを気象庁や水防関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等**は、**氾濫による危険の切迫**を認める場合に**通報**

令和元年東日本台風（千曲川（長野県））
大雨特別警報が大雨警報に切替えられた後
住民が避難先から自宅に戻り孤立・救助

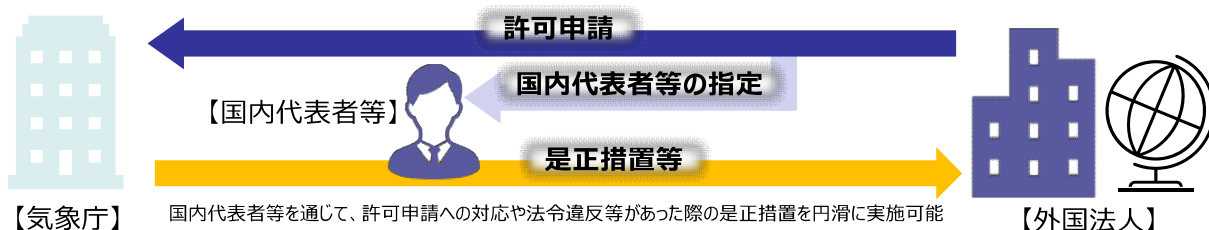
2. 高潮の共同予報・警報の創設【気象業務法・水防法】

- 予測技術の進展を踏まえ、国土交通大臣が指定した海岸（※2）において、**国土交通大臣・気象庁長官・都道府県知事が共同して、波の打上げの要素を加味した高潮の予報・警報を新たに実施**

（※2）高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれのある海岸

3. 外国法人等による予報業務に関する規制の強化【気象業務法】

- 予報業務許可制度の適切な運営の観点から、以下の措置等を講ずる
 - ・ 許可の申請に当たって、**国内代表者又は代理人（国内代表者等）の指定を義務付け**
 - ・ **国内代表者等**（※3）の所在が不明である場合、**簡易な手続きにより許可を取り消す**ことができる
（※3）国内事業者の場合は許可を取得した者
- 気象業務法に違反して、許可を取得せずに予報業務を行う者等について、利用者がこうした不適切に行われる予報等を忌避できるよう、**氏名等を公表できる**こと（※4）とする
（※4）国内事業者も対象に含まれる



【目標・効果】（KPI）

- ① 洪水の特別警報の認知度：80%（施行後5年）
- ② 高潮の共同予報・警報を実施する指定海岸の数：10海岸（施行後5年） ※ いずれも新設規定

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。**（例：レベル4大雨危険警報等）
- レベル5相当情報については、**氾濫特別警報を新たに運用するとともに、氾濫通報も活用して運用。**

水防法に基づく水位周知や氾濫通報を含めた新しい防災気象情報

	河川氾濫			大雨 ^{※4}	土砂災害	高潮	(警戒レベルごとに) 住民がとるべき行動
	洪水予報河川	水位周知河川	その他 河川・下水道	低地の浸水や 洪水予報河川以外 の外水氾濫	急傾斜地の がけ崩れや土石流	海水面の上昇や 波の打上げによる 浸水	
	河川ごと			市町村ごと			
警戒レベル 5相当	レベル5 ^{※1,2} 氾濫特別警報	レベル5 ^{※2} 氾濫発生情報	レベル5 ^{※2} 氾濫発生情報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 ^{※1,2,5} 高潮特別警報	命の危険 直ちに 安全確保！
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！>							
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 ^{※3} 氾濫危険情報	—	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から 全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 氾濫警戒情報	—	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は 早めに避難、避難の 準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 氾濫注意情報	—	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認 (避難場所や避難ルート、 避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報						災害への心構えを高める

- ※1 レベル5 氾濫特別警報とレベル5 氾濫発生情報（高潮の場合はレベル5 高潮特別警報とレベル5 高潮氾濫発生情報）は一体的に発表される。
- ※2 レベル5 氾濫発生情報（高潮の場合はレベル5 高潮氾濫発生情報）については、河川管理者等による氾濫通報を用いて運用されるほか、特別警報の発表判断にも活用。氾濫通報を運用する対象については、緊急安全確保に特に留意が必要となる氾濫をもたらす河川・海岸・下水道を選定し、氾濫状況（家屋倒壊、深い浸水、地下街浸水）が想定される河川区間等とともに、事前に水防計画で定めておく。
- ※3 水位周知河川において河川管理者から発表されている5段階の水位到達情報については今後も継続して運用される（レベル4 氾濫危険情報以外の運用は任意）。
- ※4 大雨に関する情報（市町村ごとに発表）では、大雨による低地の浸水に加えて洪水予報河川以外の外水氾濫についても扱う。
- ※5 高潮では、より精度の高い予測情報を国土交通省・気象庁・都道府県で共同で予報する制度を一部海岸で新たに運用。

1. はじめに

- 氾濫・決壊・漏水等の通報に係る制度の運用（水防法第24条の2の氾濫等の通報等）のあり方については、地域の実態に即したものとなるよう、各地域の水防協議会において関係者で綿密に協議を行うことが重要。

2. 氾濫等の通報、決壊の通報を実施する意義

- 当該通報は、氾濫に起因する損害を軽減するため、市町村長又は水防管理者による緊急安全確保措置の指示等の実施の目安として活用されるべきもの。

3. 氾濫等の通報の基本的な考え方

（1）河川管理者等による氾濫等の通報

- 当該通報は、河川等の公物管理者が公物管理事務の一環で把握できる施設情報等を活用して、氾濫による著しい危険が切迫しているときと認められるときに、通報義務が課されるもの。
- 公物管理者としての管理事務を適切に実施されていたにもかかわらず氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」とはなるものではない。
- 当該通報においては、市町村長が適切に緊急安全確保措置の指示ができるよう情報の確度が重要な観点となる。

（2）氾濫等の通報の対象となる河川等の区域

- 緊急安全確保措置の指示等を行う水防管理者や市町村長が「相当な損害」が生じると考える氾濫が発生する河川等の区域を通報の対象とすべき。
- 緊急安全確保措置を指示する際に特に留意が必要となる事態をもたらす以下の氾濫を、少なくとも通報が必要な氾濫として想定。
 - ・家屋倒壊等氾濫想定区域における氾濫（木造家屋の場合は、近隣の堅牢な建物への立ち退き避難が必要）
 - ・平屋住宅所在エリアで「深い浸水深が所在する区域」における氾濫（平屋の場合は、近隣の2階以上の建物への立ち退き避難が必要）
 - ・氾濫流が流入すると脱出が困難になる地下街等が所在する区域における氾濫（速やかに地下街等からの立ち退き避難が必要）

（3）水防協議会における協議

- 河川管理者等が管理事務の一環として氾濫等を発見する行為の限界と、氾濫等の通報を受けた水防関係者の処理能力の限界、災害時の処理の迅速さの観点から、通報対象となる河川等の区域及び通報の基準については、予め各地域の水防協議会で協議を行い、水防計画に定めるべき。

（4）河川管理者等が把握した情報と通報との関係

- 河川管理者等が把握可能な氾濫の切迫・発生情報としては大別すると「確認情報」、「計測情報」、「推定・予測情報」。
- 河川管理者等が通報を行う基準としては、確認情報は目視等で確認した最も信頼できる情報であるが、見逃しが多くなるため、「確認情報」と併せて観測区間を網羅的に把握可能な「計測情報」も基本として活用すべき。
- 「推定・予測情報」は確度が低いため通報の基準に活用しないことを原則とするが、「確認情報」「計測情報」がない場合は、「推定・予測情報」を用いることでよい。その際は可能な限り多くの情報を用い一定の確度を保つようにすべき。

		深刻な事態に到る蓋然性		
		低	高	
情報の確度	高	右欄に至る直前の状況	氾濫発生を確認又は既に氾濫している可能性が高い状況	地点情報
			これまで氾濫発生情報として活用	
		氾濫等の通報の基準に基本として活用する情報		区間情報
低	精度が低いため活用しない	確認・計測情報がない場合可能な限り多くの「推定・予測情報」を用いることで一定の確度を保つようにすべき情報		

4. 水防法25条の決壊の通報の基本的な考え方

- 水防協議会で協議する際に、併せて水防管理者等が重点的に巡視等を行う箇所等を改めて議論すべき。

5. 氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準等の見直し

- 技術の進展や観測施設の整備状況、氾濫特性の変化、氾濫域の土地利用状況の変化が今度生じた場合は、必要に応じて見直すべき。

6. 今後の課題

- 水位計や河川監視等カメラの設置など、公物管理事務の一環でできる範囲で河川管理者等は平時における施設整備に配慮することが望ましい。
- 氾濫等の通報と直結して氾濫特別警報等が発表されることとなった洪水予報河川や高潮予報海岸の指定を今後拡大していくことが望ましい。
- 警戒レベル5相当の情報のみ発令される河川等においてもできる限り警戒レベル3～4相当の情報が発令できるよう技術革新を進めるべき。
- 「河川単位から複数河川の氾濫を意識した氾濫域単位へ」、「切迫情報に加え見通し情報を」ということを考慮した防災情報体系の見直しが今後の課題。

- ①洪水による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等**は、**氾濫による危険の切迫**を認める場合に都道府県知事へ**通報する制度を創設** 【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】
- ②**国土交通大臣又は都道府県知事**は、河川管理者からの通報に基づき、**レベル5 氾濫発生情報**を関係機関へ**通知**するほか、気象庁長官の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（河川の水位や流量の変動、堤防、水門等の損壊状況等）**を提供** 【水防法 第13条の4、新第24条の2第2項、気象業務法 新第13条の2第6項、第7項、第8項】
- ③**市町村長**は、国土交通大臣又は都道府県知事、気象庁長官からの「レベル5 氾濫特別警報（レベル5 氾濫発生情報と共同で実施）」の通知を踏まえ、**対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断**

警戒レベル5相当情報の伝達の流れ [洪水予報河川]

